

## 街づくり部まち並み景観整備課

### 市川市景観条例の改正（素案）について

#### 1. 改正の理由

本市では地域特性を生かした景観まちづくりや地域住民等による主体的なルールづくりを進めており、市内では独自の景観ルールが検討されている地区もあります。

そこで、地区独自のルール（基準）を定めるなど地区特性を生かしたまちづくりを重点的に進めるために地区指定を行うことや、細やかな景観誘導を行うための事前協議を行うことを可能とする必要があります。

また、ルール（基準）に適合しない場合で、市から勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わない場合への対応策を講じるため、市川市景観条例の見直しを行うものです。

#### 2. 改正の内容（概要）

##### ①景観重点地区の位置付け

地区特性を生かしたまちづくりを重点的に進める区域を「景観重点地区」として景観計画に定めることを可能とします。

##### 【改正文の素案】

新	旧
第〇条 市長は、景観計画の区域内において、地域特性を生かした景観まちづくりを重点的に推進する必要がある地区を景観重点地区として景観計画に定めることができる。	(新設)

##### ②事前協議の位置付け

きめ細やかな景観誘導を行うため、景観重点地区内における新築など必要な行為について「事前協議」を実施することとします。

##### 【改正文の素案】

新	旧
第〇条 法第16条第1項の規定による届出（規則で定	(新設)

める行為に係るものに限る)をしようとする者は、景観計画に定められた良好な景観の形成に関する方針等について、規則で定めるところにより、市長と協議（以下「事前協議」という。）を行わなければならぬ。	
--	--

#### ③届出の対象とならない規模等を施行規則で定める旨の追加

届出の対象規模等については、地区の実状に応じた変更に柔軟に対応するため、施行規則で定めることとします。

#### 【改正文の素案】

新	旧
<p>第19条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) 法第16条第1項第3号に規定する行為</p> <p>(2) 他の法令又は条例の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、又は届出若しくは協議をして行う行為のうち、良好な景観の形成のための措置が講じられるものとして規則で定めるもの</p> <p>(3) 法第16条第1項各号に規定する届出を要する行為で、規則で定める規模以下のもの</p>	<p>第19条 法第16条第7項第11号に規定する景観行政団体の条例で定める行為は、別表に掲げる行為とする</p>

#### ④勧告に従わない場合への対応

ルール（基準）に適合しない場合で、市から勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わない場合への対応策として、その者の氏名等を公表することとします。

#### 【改正文の素案】

新	旧
<p>第23条</p> <p>3 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びにその事実を公表することができる。</p>	<p>(新設)</p>

3. 参考資料

市川市景観条例

4. 施行日

令和元年10月頃を予定しています。

5. 担当課

街づくり部 まち並み景観整備課

〒272-0033 市川市市川南 2-9-12